

こうのとり支援事業のご案内



「こうのとり支援事業」とは、お子様の誕生を希望されながらもお子様を授かる事が難しい方に対して、その治療に係る費用の一部を助成する事業です。

- 〈助成対象〉
- ・申請日において、夫婦の双方又はいずれか一方が町内に1年以上継続して住所があること。
 - ・この事業に申請する治療に対して、国及び都道府県を除き、他の市町村から同様の助成金等を支給されていないこと。

※上記2件の全てに該当する方が助成の対象となりますが、世帯のどなたかが町民税などの税を滞納されている場合は、補助ができません。ただし、完納すると申請できます。

※夫婦とは、事実婚関係にある方も含みます。

- 〈対象治療〉
- ① 不妊治療（保険適用及び保険適用外とも対象）
一般不妊治療、生殖補助医療、不妊治療に必要な男性に対する治療、不妊治療に伴う先進医療
 - ② 不育治療（保険適用外のみ対象）



- 〈医療機関〉
- ①の治療については、産科、婦人科、産婦人科等で不妊治療を実施できる医療機関。ただし、生殖補助医療（体外受精及び顕微授精）については日本産婦人科学会ART登録医療機関のみ（P3参照）
 - ②の治療については、（一社）日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関（P3参照）



- 〈助成金額〉
- ①の治療については、年度中30万円まで。（年度中の治療回数は制限なし）
 - ②の治療については、1回の治療につき30万円まで（1年度につき1回まで）。
- ※保険適用の治療については治療費及び検査料の保険適用部分を除く自己負担額に対して、保険適用外の治療については治療費及び検査料の全額に対して助成額の上限まで助成を行います。
- なお、治療に直接関係の無い入院費や食事代、文書料などの費用は除きます。

- 〈助成回数〉
- ①、②の治療の助成については、1子につき合計5年度分受けられます。
- ※改正前の不妊治療・不育治療について助成された年数を鏡野町こうのとり支援事業に引き継ぎます。
- ※出産した場合または妊娠12週以降に死産に至った場合は、助成回数及び助成年数のリセットをすることができます。

＜申請手続＞

①のうち一般不妊治療は年度中に受けた治療分を、①のうち生殖補助医療及び②については「1回の治療」ごとに、治療費の支払いを完了した後に、治療内容に応じて以下の書類を鏡野町子ども支援課へご提出ください。

※以下の書類以外に提出が必要な書類がある場合があります。不明な場合は窓口または電話でお尋ねください。



1. ①不妊治療の治療に係る申請書類

- ☆(1) 補助金等交付申請書（規則様式第1号）
- ☆(2) 鏡野町こうのとりの支援事業（一般不妊治療）受診証明書（様式第1号の1）又は鏡野町こうのとりの支援事業（生殖補助医療）受診証明書（様式第1号の2）
- ☆(3) 鏡野町こうのとりの支援事業助成金請求書（様式第5号）
 - (4) 夫婦が婚姻関係にある場合は、夫婦である事が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）
夫婦が事実婚関係にある場合は、事実婚である事が証明できる書類（両人の住民票、戸籍謄本、事実婚関係にあることの申立書等）（注4）
 - (5) 医療保険の内容が分かるもの（限度額認定証がある場合はそれも）の写し（夫婦2人とも）
 - (6) 医療機関の発行する領収書及び明細書の写し
 - (7) 納税証明書（夫婦の一方が町外に住所を有している場合）
 - (8) 国又は都道府県の助成金確定通知書の写し（注5）

2. ②不育治療の治療に係る申請書類

- ☆(1) 補助金等交付申請書（規則様式第1号）
- ☆(2) 鏡野町こうのとりの支援事業（不育治療）受診証明書（様式第2号）
- ☆(3) 鏡野町こうのとりの支援事業助成金請求書（様式第5号）
 - (4) 夫婦が婚姻関係にある場合は、夫婦である事が証明できる書類（住民票、戸籍謄本等）
夫婦が事実婚関係にある場合は、事実婚である事が証明できる書類（両人の住民票、戸籍謄本、事実婚関係にあることの申立書等）（注4）
 - (5) 医療保険の内容が分かるもの（限度額認定証がある場合はそれも）の写し（夫婦2人とも）
 - (6) 医療機関の発行する領収書及び明細書の写し
 - (7) 納税証明書（夫婦の一方が町外に住所を有している場合）
 - (8) 国又は都道府県の助成金確定通知書の写し（注5）
（岡山県も不育症検査の助成をしているため、対象となる場合はまず岡山県に申請してください）

（注意事項）

- (注1) 上記☆印の様式は鏡野町子育て支援課に用紙があります。
また、鏡野町のホームページからダウンロードすることも可能です。
- (注2) 助成金の申請は、治療費の支払いが終了した日の属する年度の末日までに行ってください。
また、治療が終了した年度の3月15日から3月31日までに治療費の支払いを完了した場合は、4月末日まで申請が可能です。
- (注3) 上記1の一般不妊治療、生殖補助医療及び2の助成金申請は、それぞれ申請してください。
- (注4) 年度中に2回目の申請を行う場合、1回目の時と夫婦の住所等に変更が無い場合は、夫婦である事が証明できる書類の添付を省略することができます。
- (注5) 岡山県等の助成金確定通知書の写しについて、確定前に申請を行う場合は申請書の写しを添付ください。なお、確定後には確定通知書の写しをご提出ください。

日本産婦人科学会ホームページ <https://www.jsog.or.jp>
日本産婦人科学会ホームページ 登録医療機関一覧
https://www.jsog.or.jp/facility_program/search=facility.php

※日本産婦人科学会ART登録医療機関一覧（岡山県内）

指定医療機関名	〒	所在地	電話番号
(医)岡南産婦人科医院	702-8043	岡山市南区平福 2-6-43	(086) 264-3366
三宅医院	701-0204	岡山市南区大福 369-8	(086) 282-5100
(医) 社団 岡山二人クリニック	701-1152	岡山市北区津高 285-1	(086) 256-7717
(医) 宝生会 名越産婦人科	701-0153	岡山市北区庭瀬 231-2	(086) 293-0553
岡山大学病院	700-8558	岡山市北区鹿田町 2-5-1	(086) 223-7151
倉敷成人病クリニック	710-8522	倉敷市白楽町 250-1	(086) 422-2111
(財)倉敷中央病院	710-8602	倉敷市美和 1-1-1	(086) 422-0210
赤堀クリニック	708-0022	津山市椿高下 33	(0868) 24-1212

※（一社）日本生殖医学会が認定した生殖医療専門医が所属する医療機関については、（一社）日本生殖医学会のホームページ、または受診中の医療機関等でご確認ください。

日本生殖医学会ホームページ <http://www.jsrm.or.jp/>
日本生殖医学会ホームページ 生殖医療専門医一覧
http://www.jsrm.or.jp/qualification/specialist_list.html

申請手続きなど、詳しい内容については、下記までお問い合わせ下さい。

（お問い合わせ先）

鏡野町役場 子育て支援課（〒708-0392 鏡野町竹田 660）

電話 （0868）54-2991・FAX （0868）54-2891

★不妊や不育に関する相談窓口もありますのでご利用下さい。（相談無料）

岡山県不妊専門相談センター 「不妊・不育ところの相談室」

（岡山市北区鹿田町2-5-1 岡山大学病院内）

〔開所日〕 毎週月曜日・水曜日・金曜日 13:00～17:00

毎月第1土曜日、第1日曜日 10:00～13:00

TEL・FAX: (086) 235-6542

E-mail: funin@cc.okayama-u.ac.jp

※FAX、メールでの相談は24時間受け付けています。相談内容によっては回答までに時間がかかる場合もあります。

ホームページ: <http://www.cc.okayama-u.ac.jp/~funin>